

5章 施策の推進にあたって必要な事項

(1) 住生活に関わる各主体の担うべき役割

① 市民の役割

市民は、良好な住生活を実現するため、自らが住生活づくりの主体となり、住環境に関する知識を深め、行政や事業者等が提供する住宅性能等の情報を適切に選択するなど、個々の生活に適した住宅の確保に努めることが望めます。また、自治会等の地域活動に積極的に参加して市民同士が協力し合い、生活環境、社会福祉、地域活性化、景観、地球環境保全等に配慮しながら、地域社会全体での豊かな住生活を実現することが望めます。

② 事業者の役割

住宅関連事業者は、住宅市場における住宅整備や管理等、良好な住生活を実現するための重要な役割を担っています。そのため、行政が市民と一体となって目指す施策の推進にあたっては、協力・連携を行うとともに、住宅の品質・性能の維持向上に関する技術の研究開発、消費者からの相談に対する適切な対応等、自発的な取組による市民へのより質の高い住宅や居住環境を提供することが期待されます。

③ 行政(市)の役割

行政は、公的な立場から市民の安全で快適な住生活の実現に向けて、様々な施策の展開や取組を推進し、事業者への情報提供、指導や公平な立場での市民へのサービス提供を行います。

(2) 市民及び各種活動団体との連携・協働

住宅に関する協議会や研究・活動の実行組織を市民や各種活動団体、事業者、市が参加・設立し、協働により各種の研究・調査、活動を推進することを目指します。

特に現在活動している、NPO法人や建築士会等の技能者団体の活動を市民に浸透させ、発展的かつ、実効的な活動にしていくために、様々な機関の活動との連携を図るとともに、活動する人材の確保・育成についても連携を図ります。

(3) 住宅関連事業者との連携・協働

住宅関連事業者と連携して、良質な住宅の提供や市民の居住選択の拡大に向けたわかりやすい市場の構築のため、事業者間での情報交換や協力体制の強化、事業者による市民や行政との交流イベント・セミナー等の開催を促進し、協働による住宅関連活動の活性化を図ります。

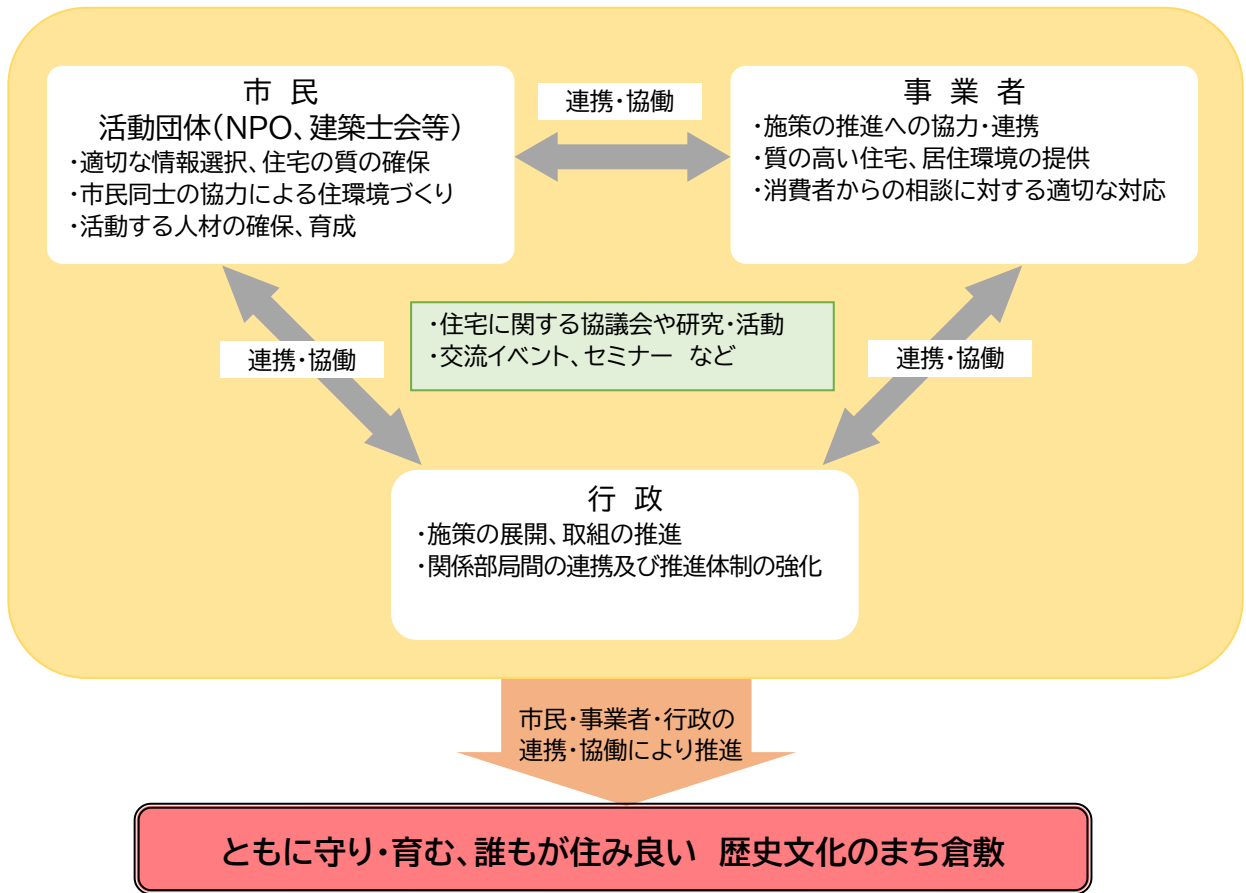
また、市民が利用しやすい市場構築にあたっては、住宅関連事業者だけでなく、NPO法人や活動団体等と連携して、持続的な住宅供給・管理のための新たな体制づくりに向けた活動等を促進します。

(4) 関係部局間の連携及び推進体制の強化

基本理念に掲げるように、住宅は、家庭や人を育むかけがえのない生活空間であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点であり、市民の住生活に深く関わるものです。

本計画に位置付ける施策の推進にあたっては、まちづくり施策、福祉施策、環境エネルギー施策、防災施策等の多様な分野に関わることから、関係部局と綿密に連携・情報共有を図るとともに、推進体制の強化に努めます。

[推進体制イメージ]



(5) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルによる管理を行います。

また、各種活動団体等との連携や市民意向を確認することにより、必要に応じて成果目標や本計画の施策について見直しを実施し、計画の進行管理を適切に行います。

